

## 第4章 緑のまちづくりの方向性

第3章に示した「緑の将来像」を実現するための「緑のまちづくりの方向性」を、本章に整理しました。

### 4-1 緑のまちづくりの基本理念

緑のまちづくりを進めるうえでの基本理念を、社会的背景を踏まえて、次のとおり設定しました。

#### (1) 多角的視点からの取り組み

緑には、生活環境の改善・安らぎやふれあいの場の提供・生物の生息環境の形成など、多面的な機能があります。単一の機能にのみ焦点をあてるのではなく、多面的な機能を維持・向上させる観点から、総合的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

水辺環境\*の保全・整備についても、広義の「緑」に含めて捉え、まちづくりの対象とします。

#### (2) 緑の保全と質的な充実の重視

本市は将来的に人口減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいくことが予想されています。一方で市民のライフスタイルの変化や余暇時間の増大に伴い、緑に対する市民ニーズが多様化しています。

こうした背景をふまえ自然環境の豊かな本市では、緑の「量」を増やすだけでなく、子どもからお年寄りまでが楽しめる公園へと機能を強化するなど、緑の「質」の向上を図っていくことを重視します。

#### (3) 多様な主体の連携による取り組み

緑のまちづくりは、公園づくりや緑地保全にとどまらず、例えば街路整備の際の植栽や緑に関する学習の推進など多様な分野に関連するため、幅広い部局が連携して進めていくものとします。

市民や事業者、NPO、関係行政機関との協働も重視します。

イベントの共催など、場合によっては周辺市町村等との広域連携なども検討していくものとします。

## 4-2 緑のまちづくりの基本方針

前述の課題や基本理念を踏まえて、本市における緑のまちづくりの基本方針は、「個性ある緑の保全」の観点、「今ある緑の充実」の観点、そして「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」の観点から、次の3類型で構成するものとした。

①『愛西市らしい緑を守る』

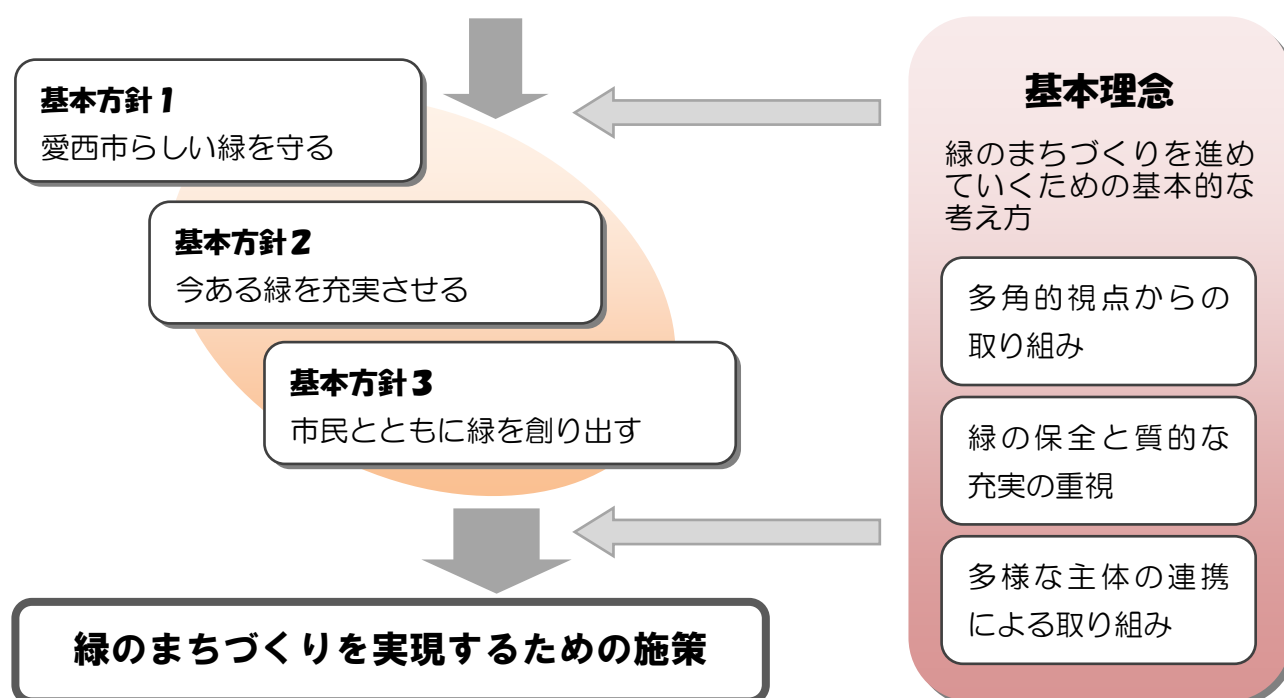
②『今ある緑を充実させる』

③『市民とともに緑を創り出す』

これらの基本方針を大きな軸として、緑のまちづくりを実現するための施策の展開を図っていきます。

【施策展開のイメージ】

**将来像：水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい**  
～多様な自然と人を和でつなぐ～



◆緑のまちづくりの将来像と施策体系◆

将来像：水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい  
～多様な自然と人を和でつなぐ～

基本方針	施策分野	施策の内容		
愛西市らしい緑を守る	1. 農地の保全	(1) 農地を守る仕組みづくり	①土地利用計画制度の活用による保全（土地利用関連法令などに基づく保全） ②営農環境の維持・向上（総合的な農業政策の展開、鳥獣被害・自然災害対策などの検討） ③良質な農地の保全・形成のための配慮（農業適正使用の啓発、周辺樹林地の保全奨励、広告物などの適正化）	
		(2) 遊休農地の利活用	①農園等としての活用（市民農園・体験農園などの活用方策検討、地域コミュニティの活動の場などの創出） ②暫定的な緑化の検討	
		(3) 特産農産物の利活用	①ハスの利活用（眺望スポットの整備や収穫体験プログラム導入の検討） ②特産農産物の周知（道の駅を拠点とした取り組み、食育*への活用）	
	2. 樹林地や樹木の保全・充実	(1) 樹林地や樹木を守る仕組みづくり	①保全のための法的制度の活用（特別緑地保全地区*や保存樹木*の指定検討） ②所有者との協定による保全（協定締結・維持管理の支援策の検討） ③特色ある緑の保全（貴重な緑の周知検討）	
		3. 水辺環境の保全	(1) 水質の保全・再生	①水質検査の実施（定期的検査の継続、臨時検査の検討） ②水質浄化策の推進（下水道事業の促進、排水施設の維持管理、モラル向上の啓発、植物や貝などを用いた水質浄化手法の適用検討）
	(2) 河川・水路の利活用		①河川・水路景観の保全（流域自治体との連携による河川・水路景観の保全・向上 など） ②親水・レクリエーション機能の強化（多自然型護岸や眺望スポットの整備検討 など） ③水辺空間の多目的活用（環境教育・植物の生育実験、ピオトープ*としての活用）	
	今ある緑を充実させる	1. 公園緑地の充実	(1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成	①街路樹等の充実（中低木を組合せた植栽やせせらぎの整備の検討、気候風土や植栽環境を考慮した樹種選定 など） ②河川・水路のネットワークの形成（土手の景観創出、遊歩道や親水空間の整備 など）
			(2) 公園の適正配置とアクセス改善	①適切な公園配置の検討（都市公園を充足するための手法検討） ②公園へのアクセス向上（歩道整備、バリアフリー*化、案内板の設置検討）
			(3) 公園緑地の機能強化	①特色ある公園づくり（シンボルカラーや市の木・花の活用、地域特性の反映） ②誰もが利用しやすい公園づくり（ユニバーサルデザイン*、ベンチや外灯の設置 など） ③公園緑地の多目的活用（環境教育・防災機能強化の検討、レクリエーションの場としての整備促進） ④ピオトープの形成（ピオトープとしての機能強化）
2. 緑の維持管理		(1) 公園や樹木の適切な維持管理	①公園の維持管理（ニーズに対応した維持管理、遊具の定期点検 など） ②樹木調査の実施（「樹木の健康診断」の実施検討） ③適切な樹木管理の実施（枝葉の剪定、落ち葉の清掃、剪定した枝葉の堆肥化）	
		(2) 市民参加による緑の維持管理	①維持管理活動への意欲向上のための啓発（関連情報の公開・提供） ②市民参加機会の拡大（参加機会の提供、組織づくりの支援）	
		1. 緑にふれるきっかけづくり	(1) 緑のまちづくりに向けた啓発	①マナー遵守の啓発（啓発活動の実施） ②緑に関する資料の作成と公表（「緑の資源マップ」などの作成・公表、市の木・花の周知） ③子どもと緑のふれあい促進（農業体験・清掃などの活動推進）
(2) 緑のイベント開催	①緑化フェアなどの開催（関連イベントでの啓発活動、他都市との交流事業の開催検討） ②講習会の開催（農業技術指導などの講習会・勉強会の開催検討）			
2. 緑のまちづくりを推進する仕組みづくり	(1) 市民の活動への支援体制づくり		①市民や市民団体への支援（情報提供の仕組みの確立、技術的支援の推進 など） ②市民ボランティアの育成（「緑のボランティア」の育成検討） ③緑化や良好な水循環に関する支援の充実（苗木や種の配布、剪定した枝葉の堆肥化に関する支援の検討、雨水貯留施設転用の支援の充実 など）	
	(2) 協働の取り組み	①官民連携の推進（地域住民との協働による緑化活動の推進） ②庁内体制の充実（庁内の連携・情報共有化や体制整備の検討）		
市民とともに緑を創り出す	3. 各種施設の緑化	(1) 駅周辺の緑化	①駅前空間の緑化（シンボルツリーの植栽検討、緑化スペース確保の手法の検討） ②周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成（連続性をもった並木や植栽の推進）	
		(2) 学校の緑化と多目的活用	①総合的な緑化の推進（緑の維持管理、記念樹植栽の推進 など） ②環境学習にふさわしい場としての整備（ピオトープ形成に向けた検討） ③地域のレクリエーションの場としての活用（グラウンドなどの利活用の検討）	
		(3) その他の公共施設緑化	①大規模な施設における緑化の推進（緑の保全・充実、適切な維持管理） ②小規模な施設における緑化の推進（屋上緑化*や壁面緑化*を含めた多面的・効果的な緑化）	
		(4) 道路の緑化	①主要道路の整備による緑化（シンボルロードの整備、街路樹や花壇の設置検討、沿道へのごみのポイ捨て防止の呼びかけ など） ②沿道空間の一体的緑化（市街地内の生活道路の緑化に対する啓発） ③道路緑化全般の推進（歩行者専用道路やコミュニティ道路整備と併せた緑化の検討）	
		(5) 住宅地の緑化	①統一的緑化と個性的緑化との両立（街路樹の統一、適切な樹種選定のアドバイス、地域ごとの個性の創出） ②生垣化の推進（生垣の推進策の検討） ③緑化に関する支援の充実（苗木や種の配布、枝葉の堆肥化支援 など）	
		(6) 民間企業敷地などの緑化	①産業系用地の緑化の推進（産業拠点形成に併せた緑化） ②工場及び事業所の緑化の推進（法に基づく大規模工場の緑化、中小規模の工場及び事業所の緑化推進） ③大規模な施設跡地の緑化の検討（ごみ清掃工場跡地などにおける緑化検討）	